

101 訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
2人の訪問介護員等による場合	利用者又は家族等の同意	☐ あり	
夜間の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が18時～22時	☐ 該当	サービス提供票
早朝の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が6時～8時	☐ 該当	サービス提供票
深夜の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が22時～6時	☐ 該当	サービス提供票
高齢者虐待防止措置実施の有無	次にあげるすべての高齢者虐待防止に関する事項を運営基準に規定し、措置を講じていること	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施	☐ 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定	☐ 該当	
業務継続計画策定の有無 (令和7年3月31日までの間、経過措置)	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	☐ あり	業務継続計画の策定
特定事業所加算 (I)	1 訪問介護員等、サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐ あり	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	☐ 定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐ 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐ 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐ あり	重要事項説明書等

点検項目	点検事項	点検結果		
	6 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	□	あり	研修記録
	9 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	□	配置	職員台帳(履歴書)等
	10 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	□	配置	〃
	13 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上	□	} 13又は14に該当	利用者台帳等
	14 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること (併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	□		
特定事業所加算(Ⅱ)	1 訪問介護員等、サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	□	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	□	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	□	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	□	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	□	あり	重要事項説明書等
	9 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	□	}	職員台帳(履歴書)等

点検項目	点検事項	点検結果	
	10 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	☐	9 又は 10 に該当
特定事業所加算（Ⅲ）	1 訪問介護員等、 サービス提供責任者 ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定) 研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施 会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施 留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施 健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり 重要事項説明書等
	6 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	☐	あり 研修記録
	11 サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること	☐	11 又は 12 に該当 職員台帳(履歴書)等
	12 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること	☐	
	13 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上	☐	13 又は 14 に該当 利用者台帳等
	14 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	☐	

点検項目

点検事項

点検結果

1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し③

[各区分ごとの算定イメージ]

(Ⅰ)
+20%

重度者等
対応要件
(13)
or
(14)

人材要件
(9)
+
(10)

(Ⅱ)
+10%

人材要件
(9)
or
(10)

(Ⅲ)
+10%

重度者等
対応要件
(13)
or
(14)

人材要件
(11)
or
(12)

(Ⅳ)
+3%

人材要件
(11)
or
(12)

<体制要件>

(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)

&

(Ⅴ) +3%

<体制要件>

(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (7) + (8)

注1：別区分間士の併算定は不可。
ただし、(Ⅴ)とそれぞれの加算は併算定可。

注2：加算(Ⅰ)・(Ⅲ)については、重度者等対応要件を選択式とし、(13)または(14)を満たす場合に算定できることとする。また、(14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。

注3：(Ⅴ)は特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算とは併算定不可。

算定要件
R5までの(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、
R5までの(12)を削除

	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	(Ⅴ)	
	20%	10%	10%	3%	3%	
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○	○
	(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて 訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	○ (注2)		○ (注2)		
	(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等(※1)に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること					○
	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり臨時介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること					○
人材要件	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上	○	○ 又は			
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者	○	○			
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること			○ 又は	○ 又は	
	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること			○	○	
重度者等対応要件	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)である者、たんの吸引等が必要とする者の占める割合が20%以上	○ 又は		○ 又は		
	(14) 看取り期の利用者(※2)への対応実績が1人以上であること (併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	○ (注2)		○ (注2)		

(※1) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算と同様の対象地域

(※2) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅳ）	1 全てのサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり（含予定）	研修計画書（事業計画書）
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書（FAX、メール可）、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	11 サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること	☐	} 11又は12に該当	職員台帳（履歴書）等
	12 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること	☐		〃
特定事業所加算（Ⅴ）	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり（含予定）	研修計画書（事業計画書）
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書（FAX、メール可）、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	7 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること	☐	あり	利用者台帳等
	8 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること	☐	あり	利用者台帳等

点検項目	点検事項	点検結果	
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供）	☐	所定単位数の70/100
	障害福祉制度の指定訪問介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提供）	☐	所定単位数の93/100
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供	☐	所定単位数の93/100
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が事前又は事後に必要と認め、当該要請から24時間以内に居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合	☐	該当 要請に関する記録、サービス提供記録等
初回加算	過去2月間（暦月）の利用実績がない	☐	該当 サービス提供記録等
	サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供へのサービス提供責任者の同行	☐	該当
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐	所定単位数の100分の90
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐	所定単位数の100分の90
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者※	☐	所定単位数の100分の85
	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（※に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合 （確認期間をR6.4からとするので実質適用はR6.10から）	☐	所定単位数の100分の88

点検項目	点検事項	点検結果										
4.（１）① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②												
現行(例) (R5まで)	改定後(例) (R6から)											
① 事業所と同一建物等に居住する利用者49人 ⇒ 10%減算 ①以外の同一の建物に居住する利用者3人 ⇒ 減算なし 住宅 利用者2人 ⇒ 減算なし 利用者が54人の事業所の場合	④ 事業所と同一建物等に居住する利用者49人 (49/54=9割以下であるため) ⇒ 12%減算 ①以外の同一の建物に居住する利用者3人 ⇒ 減算なし 住宅 利用者2人 ⇒ 減算なし 利用者が54人の事業所の場合											
事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合												
② 事業所と同一建物等に居住する利用者50人 ⇒ 15%減算 ③ ①以外の同一の建物に居住する利用者20人 ⇒ 10%減算 集合住宅 利用者10人 住宅 利用者10人 ⇒ 減算なし 利用者が90人の事業所の場合		<table><tr><th>減算の内容</th><th>算定要件</th></tr><tr><td>10%減算</td><td>①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）</td></tr><tr><td>15%減算</td><td>②：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合</td></tr><tr><td>10%減算</td><td>③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）</td></tr><tr><td>12%減算</td><td>④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</td></tr></table>	減算の内容	算定要件	10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）	15%減算	②：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合
減算の内容	算定要件											
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）											
15%減算	②：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合											
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）											
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合											
脚注： 訪問介護事業所 改定後に減算となるもの 現行の減算となるもの 減算とならないもの												
特別地域訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	☐ 該当										
	特定事業所加算（Ⅴ）を算定していない	☐ 該当										
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が200回以下の事業所	☐ 該当										
	特定事業所加算（Ⅴ）を算定していない	☐ 該当										

点検項目	点検事項	点検結果		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	☐	該当	
	特定事業所加算（Ⅴ）を算定していない	☐	該当	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者が行った生活機能アセスメント	☐	あり	
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	☐	該当	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等とサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	☐	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当	
	口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	☐	該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果
2. (1) ⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化		
概要	【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 ★は介護予防も同様の措置を講じる場合	
○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】		
単位数	<現行> (R5まで) なし	
	<改定後> (R6から) 口腔連携強化加算 50単位/回 (新設) ※1月に1回に限り算定可能	
算定要件等	○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設) ○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	
認知症専門ケア加算 (I)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅱ以上の者の占める割合が2分の1以上	☐ 該当
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること	☐ 該当
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐ 実施

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上	☐ 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐ 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	☐ 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱを満たしている	☐ 該当	
○キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	☐ 該当	
	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	☐ 該当	
	ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	☐ 該当	
○キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)	イ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。	☐	①又は②に該当
	イ② 資格取得のための支援の実施	☐	
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐ 該当	
○キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)	イ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	☐	いずれかに該当
	イ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	☐	
	イ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	☐	
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
○キャリアパス要件Ⅳ (改善後の賃金要件)	イ 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。)以上	☐	いずれかに該当	
	ロ イを満たさない理由 ①小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。	☐		
	ロ イを満たさない理由 ② 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。	☐		
	ロ イを満たさない理由 ③ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。	☐		
○キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士等の配置要件)	特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 1の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 2の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 3の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 4の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 5の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 6の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 7の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 8の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 9の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 10の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 11の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 12の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 13の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算あり	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 14の旧要件	旧介護職員処遇改善加算Ⅲ 旧介護職員等特定処遇改善加算なし 旧介護職員等ベースアップ等支援加算なし	☐	該当	
旧介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
旧介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
旧介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合			
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の見込額の平均を上回る			
	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	あり	実績報告書
	5 特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	☐	あり	
旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の見込額の平均を上回る			

点検項目	点検事項	点検結果		
	(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
旧介護職員等ベースアップ等支援加算	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	

中山間地域等における小規模事業所加算の取得要件の弾力化について（訪問介護）

中山間地域等における小規模事業所加算の取得要件の弾力化について（訪問介護）

中山間地域等の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、訪問介護を対象に、令和7年5月の算定分から、当分の間、中山間地域等における小規模事業所加算の取得要件が弾力化されることになりましたのでお知らせいたします。

（特別地域訪問介護加算の対象地域を除く。また、特定事業所加算Vを算定している事業所を除く）

【現行】

前年度の1月当たり平均延訪問回数が200回以下

【当分の間】以下の要件でも可

前年度のいずれかの月における総訪問回数が「おおむね200回以下」（注）

（注）ただし、「おおむね200回以下」は、「400回程度以下」でよいとされています。

詳しくは別添資料をご確認ください。

[【介護保険最新情報】vol.1382（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について）（PDF：274KB）](#)

[【参考】中山間地域等に該当する地域（R7.4.1）（PDF：183KB）](#)

様式ダウンロード

算定に係る届出につきまして、関係資料を添付いたしますので、必要に応じてダウンロードしていただきますようお願いします。

[中山間地域等における小規模事業所加算に係る届出書（EXCEL：16KB）](#)

[介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（EXCEL：29KB）](#)

[介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（EXCEL：2.446KB）](#)

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

保健福祉部高齢者生き生き推進課
電話番号：099-286-2678

別表中山間地域等に該当する地域(R7.4.1現在)

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)	(2)特別地域加算(15%)							
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)								⑧大臣が別に定める地域
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村		
鹿児島市												
鹿児島市	△	×	△	東桜島地区(野尻, 東桜島, 古里, 有村, 黒神, 高免, 持木)			一部地域					
吉田町	×	×	×									
桜島町	△	△	○	○		○		新島				
喜入町	○	×	○	○	○		一部地域					
松元町	○	×	○	○			一部地域					
郡山町	○	×	○	○	下伊集院村		一部地域					
鹿屋市							一部地域					
鹿屋市	△	△	○	○	新城村					高隈村		
輝北町	○	×	○	○		○						
串良町	○	×	○	○								
吾平町	○	×	○	○		○						
枕崎市	○	×	○	○		○						
阿久根市	○	×	○			○	一部地域					
出水市												
出水市	△	△	△		大川内村 出水町		一部地域	桂島		大川内村		
野田町	○	×	○			○						
高尾野町	×	×	×									
指宿市												
指宿市	○	×	○	○		○						
山川町	○	×	○	○		○						
開聞町	○	×	○	○		○						
西之表市	×	○	○			○	一部地域	○				
垂水市	○	×	○	○	○	○	一部地域					
薩摩川内市							一部地域					
川内市	△	×	△		下東郷村							
樋脇町	○	×	○			○						
入来町	○	×	○			○						
東郷町	○	×	○		○	○						
祁答院町	○	×	○		黒木村	○						
里村	×	○	○		○	○		○				
上甕村	×	○	○		○	○		○				
下甕村	×	○	○		○	○		○				
鹿島村	×	○	○			○		○				
日置市							一部地域					
東市来町	○	×	○	○	下伊集院村	○						
伊集院町	○	×	○	○	下伊集院村							
日吉町	○	×	○	○	下伊集院村	○						
吹上町	○	×	○	○		○						
曾於市							一部地域					
大隅町	○	×	○	○		○						
財部町	○	×	○	○		○						
末吉町	○	×	○	○		○						
霧島市							一部地域					
国分市	×	×	×									
溝辺町	×	×	×									
横川町	○	×	○			○						
牧園町	○	×	○		○	○						
霧島町	×	○	○		霧島村	○				○		
隼人町	×	×	×									
福山町	○	×	○			○						

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)			(2)特別地域加算(15%)				
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)							
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村	⑧大臣が別に定める地域
いちき串木野市							一部地域				
串木野市	○	×	○	○	○	○					
市来町	○	×	○	○	○	○					
南さつま市							一部地域				
加世田市	○	×	○	○		○					
笠沙町	○	×	○	○	○	○					
大浦町	○	×	○	○		○					
坊津町	○	×	○	○		○					
金峰町	○	×	○	○	阿多村	○					
志布志市							一部地域				
松山町	○	×	○	○		○					
志布志町	○	×	○	○		○					
有明町	○	×	○	○		○					
奄美市							一部地域				
名瀬市	×	○	○		○	○			○		
住用村	×	○	○		○	○			○		
笠利町	×	○	○			○			○		
南九州市							一部地域				
額姪町	○	×	○	○		○					
知覧町	○	×	○	○		○					
川辺町	○	×	○	○	○	○					
伊佐市							一部地域				
大口市	△	△	○		山野町	○				山野町	笹野、羽月山神、羽月西、青木東、針持、曾木
菱刈町	○	×	○			○					
始良市							一部地域				
加治木町	×	×	×								
始良町	△	×	△		山田村						
蒲生町	○	×	○		山田村	○					
三島村	×	○	○		○	○	一部地域	○			
十島村	×	○	○		○	○	一部地域	○			
さつま町							一部地域				
宮之城町	○	×	○			○					
鶴田町	○	×	○			○					
薩摩町	○	×	○		求名村	○					
長島町							一部地域				
東町	△	△	○			○		獅子島			
長島町	○	×	○			○					
湧水町											
栗野町	○	×	○			○					
吉松町	○	×	○			○					
大崎町	○	×	○	○		○	一部地域				
東串良町	○	×	○	○		○					
錦江町							一部地域				
大根占町	○	×	○	○	○	○					
田代町	×	○	○	○	○	○				田代村	
南大隅町							一部地域				
根占町	○	×	○	○		○					
佐多町	×	○	○	○	○	○				○	
肝付町							一部地域				
内之浦町	×	○	○	○	○	○				内之浦村	
高山町	○	×	○	○		○					
中種子町	×	○	○			○	一部地域	○			
南種子町	×	○	○			○	一部地域	○			
屋久島町							一部地域				
上屋久町	×	○	○		○	○		○			
屋久町	×	○	○		○	○		○			

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)				(2)特別地域加算(15%)				
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)								⑧大臣が別に定める地域
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村		
大和村	×	○	○		○	○	一部地域		○			
宇検村	×	○	○		○	○	一部地域		○			
瀬戸内町	×	○	○		○	○	一部地域		○			
龍郷町	×	○	○		○	○	一部地域		○			
喜界町	×	○	○			○	一部地域		○			
徳之島町	×	○	○			○	一部地域		○			
天城町	×	○	○			○	一部地域		○			
伊仙町	×	○	○			○	一部地域		○			
和泊町	×	○	○			○	一部地域		○			
知名町	×	○	○			○	一部地域		○			
与論町	×	○	○			○	一部地域		○			

[凡例：○＝全域該当，△＝一部地域該当，×＝全域非該当]

***留意事項**

(1) 旧町村名や地区名のほか、「一部地域」と記載されている対象地域については、関係市町村に詳細をお問い合わせください。
(2) 特に、辺地については、固定したものではなく、市町村の振興計画の策定状況に伴い変動することから、関係市町村に確認してください。

***各加算の概要**

- (1) 中山間地域等における小規模事業所加算（10%加算）
中山間地域等（特別地域加算の対象地域を除く）に所在する小規模事業所がサービスを行うことを評価するもの。
(2) 特別地域加算（15%加算）
特別地域に所在する事業所がサービスを行うことを評価するもの。＜（1）と（2）の同時算定不可＞
(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%加算）
中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行うことを評価するもの。
＜各要件を満たす場合には、（1）又は（2）との同時算定可＞

(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)対象地域 ＜厚生労働省告示第83号一＞

※特別地域加算対象地域を除いた以下に該当する地域

- ①半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域
②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域
④辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
○豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯(鹿児島県該当なし)

(2)特別地域加算(15%)対象地域 ＜厚生労働省告示第120号＞

- ⑤離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
⑥奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
⑦山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
⑧豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に定める豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)に定める辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域その他の地域のうち、厚生労働大臣が別に定めるもの ＜厚生省告示第53号＞
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(鹿児島県該当なし)
○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(鹿児島県該当なし)

(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)対象地域 ＜厚生労働省告示第83号二＞

- ①半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域
②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域
④辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
⑤離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
⑥奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
⑦山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
○豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯(鹿児島県該当なし)
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(鹿児島県該当なし)
○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(鹿児島県該当なし)